定款認証の面前審査は

ウェブ会議をご利用ください



2024.3.1~

定款認証の面前審査は、

公証役場への来所のご希望がない限り、

原則として、ウェブ会議で実施します。

- 定款認証の手続では、公証人が、面前審査(本人確認や法人を設立する 意思の確認等)を行います。
- 面前審査は、原則として、ウェブ会議で行います(オンライン申請の場合)。 お客様のご希望があれば、公証役場に来所して、対面で審査を受ける ことも可能です。

来所を希望する場合には、その旨の申出書を提出してください。

■ 代理人により面前審査を行う場合にも、ウェブ会議をご利用いただけます。

ウェブ会議を利用した定款認証手続の流れ

1 定款の作成・事前チェック

<u>定款を作成して、公証役場にメール送信</u>し、<u>事前チェック</u>を受けてください。



※ 日本公証人連合会は、定款の作成を支援するツールを無料公開しています。

また、東京都・福岡県の公証役場では、ツールを利用した場合に48時間以内に認証手続を 完了させる試行を行っています。詳細は、日本公証人連合会HP(下部参照)をご覧ください。

2 正式申請

- 2-1 事前チェックを終えたら、オンライン申請システムで正式に申請してください。
- ※ <u>委任状を紙で作成した場合</u>には、委任状と印鑑登録証明書 (発行後3か月以内) を 公証役場に<u>郵送</u>してください。
 - ※ オンライン申請をしない紙定款の場合には、ウェブ会議のご利用はできません。
 - 2-2 公証役場と面前審査の日程調整をしてください。 [:::
 - 2-3 面前審査までに、手数料をお支払いください。
 - ※ クレジットカード払又はインターネットバンキングをご利用いただけます。
 - ※ 手数料の額は、資本金の額に応じて3~5万円になります (2022.1.1~引下げ) 。
 - 2-4 公証役場から、ウェブ会議に接続するためのURLをメール送信します。

3 ウェブ会議での面前審査

予約した日時に、公証役場からメール送信したウェブ会議接続用の URL (2-4参照) をクリックし、公証人による面前審査を受けてください。

- ※ 面前審査の際、身分証明書を確認しますので、お手元にご準備ください。
- ※ ウェブ会議には、FacePeer社の提供するFaceHubを利用します。パソコン、スマートフォン、 タブレットに対応しており、以下のウェブブラウザから接続することができます。なお、FaceHub 専用アプリのインストールは不要です。

【パソコン】Windowsの場合 → Google Chrome、 Firefox、 Microsoft Edge Macの場合 → Google Chrome、 Firefox、 Safari 【スマートフォン、タブレット】Androidの場合 → Google Chrome iOS、ipadOSの場合 → Safari

4 認証完了

<u>認証済み定款データ</u>を受領してください。

※ オンライン申請システム又はメールのいずれかお好きな方法で受領できます。 ご希望の方法を公証役場にお申し付けください。



○ 定款認証手続の詳細については、日本公証人連合会HPをご覧ください。 https://www.koshonin.gr.jp/



○ ウェブ会議の利用に関する公証役場の対応について、不適切な事案やご意見がありましたら、 以下のウェブフォームからお知らせください。

https://forms.gle/SwKWhBvcLWzMcnda6